

静岡県告示第688号の2

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年10月14日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

船明A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
浜松市	天竜区	船明	栗原	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	
				2330-2	1号
				2321-3	2号
				2321-3	3号
				2321-2	4号
				2321-2	5号
				3-14	6号
				3-10	7号
1-3	8号				